

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第11回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

### 第1 日時

平成19年9月20日（木）午前9時30分から午前10時06分まで

### 第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

### 第3 出席者

（委員長）熊田士朗（裁）

（委員）麻生光洋（検），大島宏彦（学），河野正憲（学・委員長代理），  
田中清隆（弁）

（庶務）白木名古屋高裁総務課長，守山名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）白井名古屋高裁事務局長

### 第4 議題

- 1 平成20年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について
- 2 その他

### 第5 議事（進行）

#### 1 委員長選出等

##### (1) 新委員の紹介

4月23日付けで熊田委員が，7月25日付けで麻生委員が新たに地域委員に任命された旨の紹介がなされ，同委員らからあいさつがなされた。

##### (2) 地域委員長選出

委員の互選により，熊田委員が地域委員長に選出された。

##### (3) 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要が生じる可能性のあることから、白井名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され、入室した。

#### **(4) 指名諮問委員会における審議結果の説明等**

ア 平成18年12月及び平成19年6月の下級裁判所指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者及び弁護士任官候補者関係の審議結果及び最高裁判所に対する答申結果並びに平成19年9月7日の指名諮問委員会の協議の概要について、庶務から説明がなされた。

イ 指名諮問委員会からの当地域委員会に対する今回の依頼内容等につき、庶務から説明がなされた。

## **2 平成20年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について**

### **(1) 情報収集の在り方について**

候補者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に対し、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の事情を有する場合には、地域委員会において直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法（従前の方法）で行うこととされた。

なお、一委員から、積極情報の取扱いについて質問があり、これまで、同一候補者に対して消極情報と積極情報の両方がある場合には、両方の意見を送付していることが確認され、今後も同様の取扱いとすることで了承された。

また、同委員から、転任後間がない裁判官については、前任庁に対応する検察庁、弁護士会にも周知依頼をした方がよいのではないかとの意見が出されたが、従前どおりの方法で行うことで了承された。

### **(2) 周知依頼文書について**

#### **ア 文案について**

別紙 1 のとおりの文面とすることです承された。

#### イ 送付時期及び情報受付期間について

情報受付期間を平成 19 年 11 月 2 日（金）まで（ただし，期間後も特段の情報がある場合は受け付ける。）とした上で，速やかに発送することとされた。

### 3 その他

次回地域委員会について，11 月 15 日（木）午前 9 時 30 分（既指定）に開催することを確認した。

なお，情報収集の過程で問題等が生じた場合は，委員長及び委員長代理において協議の上，必要に応じて各委員に諮ることとされた。

以上

平成 19 年 9 月 日

名古屋高等検察庁検事長 殿  
地方検察庁検事正 殿  
弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会  
名古屋地域委員会地域委員長

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成 20 年 2 月から 9 月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。また（なお）、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

（ 弁護士会宛のみ記載 ）

なお、これまでも情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらいたい。特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との指名諮問委員会の考え方をお伝えしているところですが、依然として、弁護士会経由で地域委員会に情報が送付される例が多く見られますので、改めてこの旨を会員に周知していただくようお願いいたします。

おって、これまで弁護士会経由で送付された情報の中には、ファクシミリを利用して弁護士会に送付したと見られるものも散見されましたが、情報の管理やプライバシー保護の観点から、ファクシミリの使用は厳に慎むべきものと考えますので、念のため申し添えます。

## 記

### 1 情報の受付期間

平成19年11月2日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

### 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(情報の内容(情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等)、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できる限り日時と具体的状況に基づいて記載する。)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法による。